

今年も、町民の皆さんの健康保持と余暇の有効利用を目的として「海の家」を開設し、利用料金の一部を補助します。ぜひ、ご利用ください。

**開設期間** 7月1日(土)～8月30日(水)  
**利用方法** 直接海の家に予約してください。  
**補助金額** 小学生以下 2,000円  
 中学生以上 3,000円  
 ※乳幼児料金の場合を除きます。  
 1人2泊を限度とします。

**申請方法** 事前に海の家を予約し、印鑑をご持参のうえ住民福祉課保健衛生係へ  
 ☎62-1230 内線106・107

所在地	施設名	定員	☎0256-
下山海水浴場	のんき茶屋	25	85-2322
	竹の家	30	85-2772
	きんべい茶屋	25	85-2158
	汐美茶屋	20	85-2024
	七浦荘	20	85-2156
	海の家反町	40	85-2450
	たまりや	20	85-2315
	うみひこ	20	85-2150
	間瀬日本海	20	85-2281
	ポンポコポン	20	090-3083-9573

**新潟県柏崎市 石地海水浴場**

所在地	施設名	定員	☎0257-
大崎	長磯茶屋	50	47-2041
	光村屋	70	47-2046

※宿泊料金は、予約のときに確認して下さい。



**新潟県新潟市 間瀬海水浴場**

所在地	施設名	定員	☎0256-
岩室温泉	ホテル富士屋	292	82-4151
	ゆめや	50	82-5151
	ゆもとや	377	82-2015
	ほてる大橋	304	82-4125
	高島屋	100	82-2001
	松葉屋	80	82-2016
	綿屋	125	82-2030
	シンユ館	65	82-2035
	浜松屋	35	82-5533
	松屋	30	82-5120
	小松屋	30	82-2021
	すみのや	25	82-2019
間瀬	まるもん旅館	30	85-2007
	扇屋	25	85-2305
	柏木屋	16	85-2425
田ノ浦海岸	丸一旅館	60	85-2666
	喜左エ門	40	85-2541
	ホテルトーコー白岩	80	85-2331
	海華亭かわい	110	85-2222

**裁判所で訴状を受理?**  
**公的機関をかたった**  
**『支払督促・請求』に注意!**

**相談事例①** 民事訴訟管理局から、「訴状受理通達書」が届いた。内容は未納料金に対して裁判所に訴状を提出し受理されたので、取り下げるのであれば、当局が相談に応じるので連絡するようにとのこと。身に覚えがないが、放置すると裁判所による強制執行があるので不安だ。

**相談事例②** 法務局共同管理センターから、「民法指定消費料金未納分訴訟最終通知書」が届いた。「万一、身に覚えがない場合は連絡を」とあったので、公的機関であると思い電話したところ、身に覚えのない支払いを請求された。

えのない支払いであれば無視することが大切です。ただし、差出人が「裁判所」と明記されている封書の場合は、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」の場合があるので、放置せず、すぐに消費生活相談窓口にご相談してください。

**お答えします**  
 最近、実在する公的機関によく似た名称を使用して、公的機関などによる通知と勘違いさせる文書が届くケースが増えていきます。  
 文書には具体的な金額や何に対する料金かというところは書かれていないことが多く、身に覚え

**消費生活に関する相談は**

- ◆消費生活支援センター熊谷 (火・木曜日)  
 時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時  
 電話 048-524-0999 (相談専用)
- ◆秩父地域消費者相談 (月・水・金曜日)  
 時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時  
 場所 秩父市役所  
 電話 22-2211 内線1311